

地方創生整備推進交付金 (内閣府地方創生推進事務局) (デジタル田園都市国家構想交付金のうち道・汚水処理施設・港の整備事業)

令和5年度概算決定額 **397.8億円**
(4年度予算額 397.8億円)

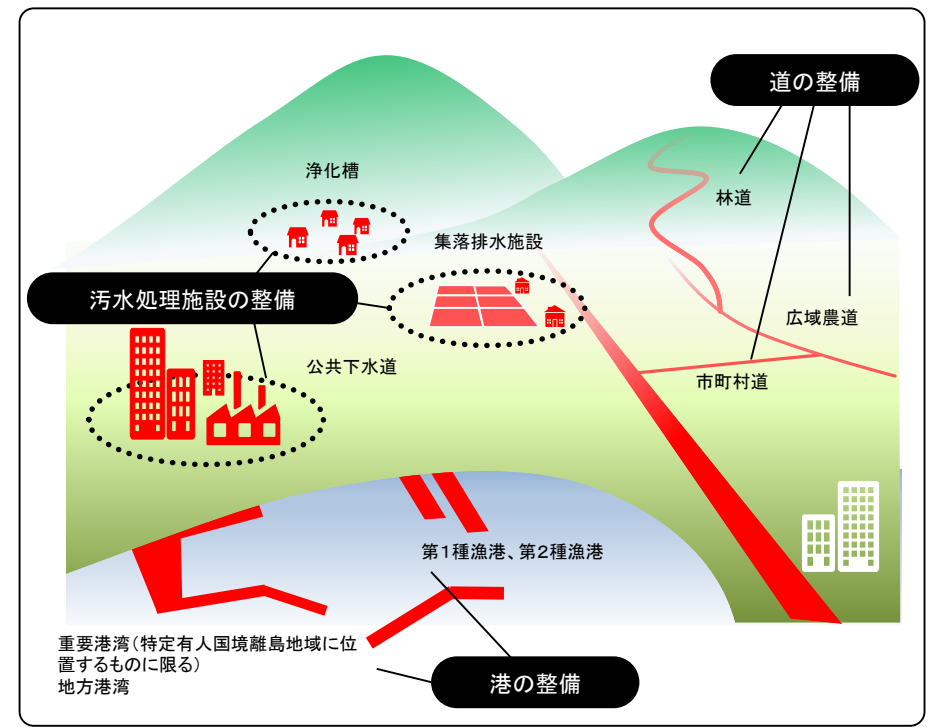
事業概要・目的

- 地域再生法に基づき、地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化及び生活環境の整備のための基盤となる施設のうち地方版総合戦略に位置づけられたものの整備を交付金により支援。
- 地域再生法の規定により、地方公共団体作成の地域再生計画に基づき、省庁の所管を超える以下の2種類以上の施設の一体的な整備に対して支援。

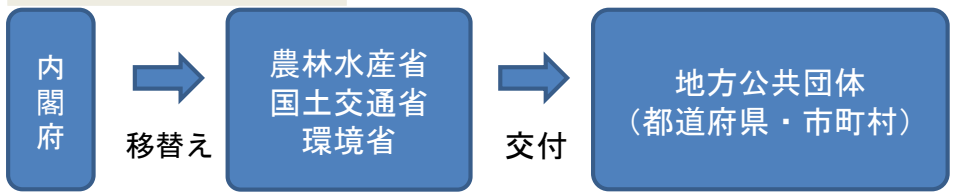
交付金の対象分野

- ・ 道 (市町村道、広域農道、林道)
- ・ 汚水処理施設 (公共下水道、集落排水施設、浄化槽)
- ・ 港 (重要港湾 (特定有人国境離島地域に位置するものに限る) 又は地方港湾、第1種漁港又は第2種漁港)
- 道・汚水処理施設・港の整備と併せて、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けた取組を地域再生計画に位置づけることでデジタル社会の形成を推進。
- 交付金の特徴
分野ごとの計画認定による類似施設の整備及び、年度間融通・施設間充当による弾力的な予算執行により、総合的かつ効果的な事業を実施。

事業イメージ・具体例



資金の流れ



期待される効果

- 地方版総合戦略に位置づけられた取組を推進するための基盤となる施設の整備の支援やデジタル社会の形成を推進することにより、地方における安定した雇用創出、地方への新しい人の流れ、まちの活性化など地方創生に資するデジタル田園都市国家構想を実現

- 地方公共団体では、魅力的な地域づくりを実現するに当たり、道・汚水処理施設・港といった公共施設の整備を進める中で、施設の老朽化、技術職員の減少といった様々な課題を抱えている。

そのため、地方創生整備推進交付金の特徴である、縦割りを排除し省庁の所管を超えて類似施設の一体的な整備を支援する枠組み（施策間連携）を生かしつつ、本交付金や本交付金の関連事業を通じたデジタル技術の活用・連携を支援することで、施設の一体的な整備を推進する。

➡ **令和5年度の新規地域再生計画から、デジタル技術の活用・連携に関する内容を計画に盛り込むこととし、デジタル技術との関連付けを明確化**

- 更に、デジタル技術の活用・連携に取り組む地域再生計画に対する**予算の重点配分**^{※1}を行う。重点配分の対象は、①整備推進交付金を用いた各交付対象施設におけるデジタル技術の活用、②支援措置によらない独自の取り組みによるデジタル技術の活用のいずれかの取組を含む地域再生計画とする。

※1 地域再生計画の太宗がデジタル技術の活用による重点配分の対象となった段階で、重点配分の見直しを検討する。

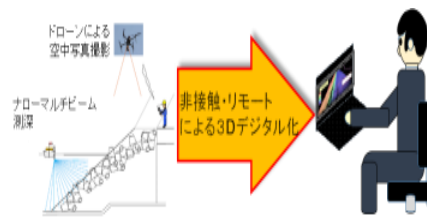
【デジタル技術の活用・連携の例】

① 整備推進交付金を用いた各交付対象施設におけるデジタル技術の活用

- ICT、AIやロボットなどの新技術による監視のシステムの構築や統合・強化
- 施設整備の費用縮減や効率化などを図るためのインフラ分野における現場作業の遠隔化・自動化・自律化等のデジタル技術を用いた新技術等の検討・導入



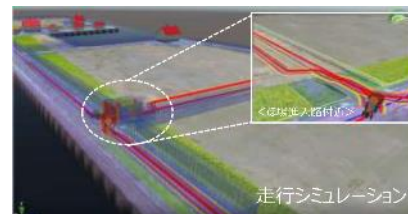
維持管理システムの統合



ドローンを用いた現場作業

② 支援措置によらない独自の取り組みによるデジタル技術の活用

- 施設情報・維持管理情報のデジタル化・システム化
- 物流分野におけるデジタル技術との連携
- スマート農業、スマート林業及びスマート水産業等に向けた取組との連携
- 観光サービスの変革・需要創出等に向けた取組との連携



施設情報のデジタル化・3次元化



ドローンを用いスマート農業

(注1) 「①整備推進交付金を用いた各交付対象施設におけるデジタル技術の活用」と「②支援措置によらない独自の取り組みによるデジタル技術の活用」の取組は、どちらか一方でも可とする。

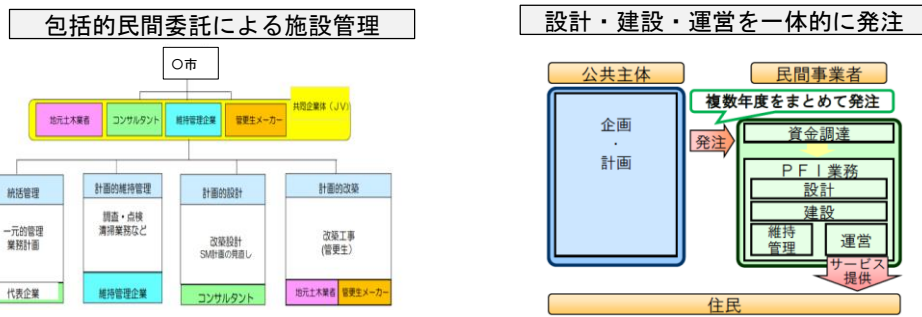
(注2) 地域再生計画の5-2[事業が先導的なものであると認められる理由]に「(デジタル社会の形成への寄与)」の項目を設けて、デジタル技術の活用・連携の内容について記載すること。さらに、地域再生計画の目標達成に資する取組の場合には、地域再生計画の5-3-2(支援措置によらない独自の取り組み)にも記載すること。

- 財政制度等審議会財政制度分科会歳出改革部会（R2.10.19）の指摘を踏まえ、現在、汚水処理施設整備において、2種以上の施設が連携したPPP/PFI手法等の導入による施設運営・維持管理や施設運営・維持管理の広域化に取り組んでいる地域再生計画について、重点配分を行っているところ。
- PPP/PFI手法等の導入は、「デジタル田園都市国家構想」の推進力として、インフラの持続可能性等の地域課題を解決し、魅力的で活力ある地域を実現に寄与するとともに、小規模施設やインフラ等の維持管理・運営において民間の創意工夫の発揮が期待されている。
- これを踏まえ、**令和5年度からは汚水処理施設に加え、道及び港においても、民間との連携を図る2種以上の施設が連携したPPP/PFI手法の導入等による施設運営・維持管理や施設運営・維持管理の広域化に取り組んでいる地域再生計画に対して、予算の重点配分を行うこととする。**

【PPP/PFI手法等の導入等の取組の例】

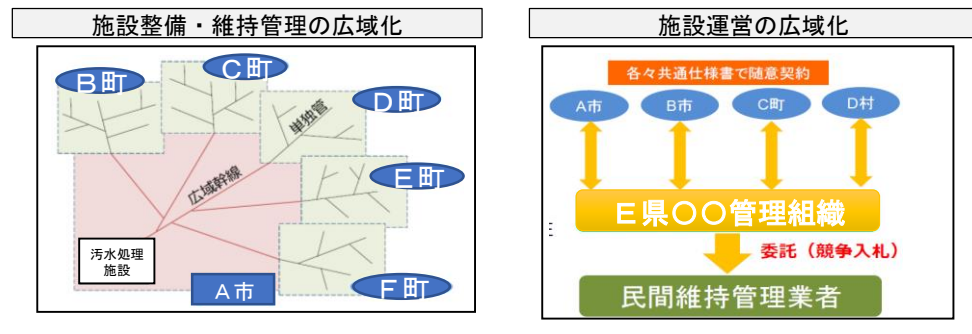
① PPP/PFI手法等の導入による施設運営・維持管理

- 個別に発注していた業務をパッケージ化し、複数年契約とした包括的民間委託による民間のノウハウの活用
- 設計・建設・運営を一体的に発注し、優れた民間事業者を選定することで、コストの効率化と適切な公共サービスを維持



② 施設運営・維持管理の広域化

- 既存施設の統廃合や機能強化等による施設整備・維持管理の広域化
- 複数の地方公共団体が連携して類似した施設の運営を行うことによる施設運営の広域化



(注1) 「①PPP/PFI手法等の導入による施設運営・維持管理」と「②施設運営・維持管理の広域化」の取組は、どちらか一方でも可とする。

(注2) 重点配分の対象となる地域再生計画は、2種以上の施設が連携した取組である必要があるので留意のこと。(ex. 公共下水道と集落排水の連携、市町村道と林道の連携、港湾と漁港の連携)

(注3) 取組の内容を地域再生計画の5-3-2(支援措置によらない独自の取り組み)に記載すること。